

三河国 設楽郡関係文書

閲覧 請求 番号	標題	細目番号	細目内容	年号	作成者	宛所	点数	形態	備考
50-2	請取手形之事（借入金儘ニ御はらいニ付）			享保12丁未極月27日	平右衛門（印）	与兵衛様	1	状	
50-3	手形之事（借金之為御割当田畑・林等与右衛門へ相返シ申候ニ付）			（江戸）	本主 弥次兵衛・外4名	与右衛門殿	1	状	
50-4	手形之事（弥次右衛門不身代請取ニ付）			（江戸）	賄本主 与右衛門	弥次兵衛	1	状	裏面に「御酒料金百五疋正覚院五月頃賞候分」とあり。
50-5	口上書之事（弥次兵衛渡し候手形ニ付）			（江戸）寅11月29日	渡主 与右衛門（印）・証人 与七郎（印）	賀右衛門様	1	状	
56	以口上書御訴訟申上候御事（三ヶ村入会通久保山松ノ木切取ニ付）			正徳3癸巳年4月	惣百姓連判		1	状	
57	三助と拙者田地山堺之事			（宝永）			1	状	裏書きあり。
125	差上申一札之事（御林良木江戸御蔵会所上納之儀等ニ付）			慶応2寅年2月16日	右村百姓 源十・外3名	田上寛藏様御手代 松浦良之助殿	1	綴	
141	壳渡申御林之事（当村御林不残同村八右衛門え壳渡申証文を以八左衛門より金子借用ニ付）			宝暦13年末12月	川路村 八右衛門（印）・外3名	乗本村 八左衛門殿	1	状	
245	乍恐以書付奉願上候（上下両田内村より松戸村江相懸候山論一件ニ付）			（江戸）			1	状	端裏書「設楽郡松戸村訴状」とあり。後欠。
250	取替一札之事（宝永二年上西田内村・松戸村山論内済証文ニ付）			天保6未年閏7月	平岡熊太郎御代官所三州設楽郡松戸村役人惣代名主 藤治郎印・小前惣代百姓 善助印	内藤丹波守様母御役場御役人中様	1	状	端裏書「設楽郡松戸村両田内村一件為取替」とあり。
251	差上申済口証文之事（松戸村・両田内村山論一件済口ニ付）			天保6未年11月	当御支配所三州設楽郡松戸村訴訟方小前惣代善助（印）・内藤丹波守領分同州同郡上西田内村相手方百姓代 助右衛門（印）・外9名	赤坂御役所	1	状	端裏書「三州設楽郡松戸村両田内村一件済口証文」とあり。
252	差出申一札之事（拙僧儀村方役人相手取反別名寄帳一件ニ付）			天保7申年5月	設楽郡上西田内村 幸秀寺（印）	御領分国附 伝八殿・同断 半四郎殿・同断 伝兵	1	状	
257	乍恐以書付御歎願奉申上候（当閏五月御進登之際御油宿助郷御赦免被成下置度ニ付）			（慶応元年カ）			1	状	後欠。下書（カ）。
267	為取替規定之事（三州設楽郡上下津具村・信州伊那郡根羽村国境一件内済ニ付）			文久2戊年4月日	内藤金一郎領分三州設楽郡下津具村北方小前惣代庄屋訴訟方 甚五郎・今川要作御代官所信州伊那郡根羽村小前惣代相手方 安兵衛・外25		1	状	端裏に付箋、「名古屋税務監督局」印あり。
270	乍恐以書付御歎願奉申上候（当閏五月御進登被為遊候之處助郷御赦免被下置度ニ付）			慶應元丑年9月	内藤金一郎領分三州設楽郡田嶺村惣代庄屋 利七	中川亮平様・横山信太郎様	1	状	端裏書「慶應元丑年三川白須賀両宿より各村設楽郡田山領御廻村先へ歎願書」とあり。奥書あり。
284	三州設楽郡鳳来寺旧領之内黒谷村地押改帳〔三河鳳来寺旧領之内黒谷村地押改帳〕			元禄11年			1	縦	表紙に「天保三壬申十一月写之」とあり。
317	村差出帳写〔三河大野瀬村差出帳〕（大野瀬村村明細書上帳）			安政4年丁巳3月日	持主 小木曾繁右衛門		1	縦	
126	一札之事（山吉田村阿寺山こし木・小木壳渡代金請取ニ付）			宝暦6子2月日	河合村 久七郎（印）・外3名	小川八左衛門殿	1	状	
138	壳渡申年季林証文之事（御借用相嵩杉檜林壹ヶ所壳渡ニ付）			嘉永6年丑10月	川合村売主 藤吉（印）・外3名	小川 為屋八左衛門殿	1	状	